

## [翻訳・解題]

### トランシルヴァニア侯国に関するレオポルト勅令（1691年）

Diploma Leopoldinum in 1691

秋山晋吾  
Akiyama Shingo

**要旨** ここに訳出したのは、1691年12月4日に神聖ローマ皇帝・ハンガリー王レオポルト一世（リポート一世）がトランシルヴァニア侯国の取り扱いを規定するために発布した勅令の全文である。この勅令は、16世紀前半からの中世ハンガリー王国の三分割を経て、1570年にオスマン宗主権下に成立したトランシルヴァニア侯国が、その国制を基本的に維持しつつハプスブルクの宗主権下に入ることを規定したものである。これは、1848年まで効力を保ち、トランシルヴァニアのいわゆる三ナティオ・四宗派体制を基軸とした侯国国制の基本文書となった。

#### 解題

ここで試みに訳出したのは、1691年12月4日に神聖ローマ皇帝・ハンガリー王レオポルト一世（リポート一世）がトランシルヴァニア侯国の取り扱いを規定するために発布した勅令の全文である。底本としては、Rolf Kutschera, *Landtag und Gubernium in Siebenbürgen. 1688–1869*, Köln/Wien, 1985 所収のラテン語版 (pp. 327–333) を使用した。また、同書に収録されているドイツ語訳 (pp. 334–342) および、Sinkovics István (ed.) *Magyar történeti szöveggyűjtemény, II/2. 1526–1790*, Budapest, 1968 収録のハンガリー語訳 (pp. 733–740) も参照した<sup>1</sup>。

この勅令は、16世紀後半からオスマン宗主権下での独立侯国として存在してきたトランシルヴァニアが、ハプスブルクの軍事的成功を背景にその宗主権を承認するという役割を第一に担わされていた。だがそれは、ハプスブルク・オスマン戦争の戦況に規定されたその内容にも拘らず、1848年までの（ある意味では1867年までの）トランシルヴァニアの国制を規定する基本文書となった。近世独立トランシルヴァニア侯国の三ナティオ・四宗派体制という等族制国家の維持再編と、それに平行したハプスブルク支配の浸透といった18世紀トランシルヴァニアの国制上の問題を考察するための基本資料としてここに訳出する。

トランシルヴァニアは1570年のシュパイアー協約によって独立の侯国 (principatus, fejedelemség) として確立し、これによって、1526年のモハーチの戦い、1541年のブダ陥落に伴う中世ハンガリー王国の三分割が国制的に確定した。モハーチ以前のトランシルヴァニアは、ハンガリー王国内にあって、13世紀から国王によって任命された太守 (vajda) が統轄する辺境地方として王国の中心とは独自の統治枠組みが形成されていた。太守は、独自の官房および司法組織を司った。太守を中心とする地方統治の枠組みの形成と平行して、独自の等族的編成も確立していった。固有の特権を有するザクセン諸座、セーケイ諸座と、ハンガリー貴族の諸県は、14世紀ごろから、国王あるいは太守によって招集される

トランシルヴァニア地方議会を構成した。ザクセン、セーケイ、ハンガリー貴族の3つの等族からなる体制は、1437年のカーポルナ同盟（三ナティオ同盟）によって農民層の等族としての成立を排除するかたちで確立した。ただ、中世のトランシルヴァニアは、相対的に自立した独自の体制を持ちながらも、あくまでハンガリー王国の一地方に過ぎなかった。

モハーチ以後、ハプスブルク家の国王を戴くことになった西部のハンガリー王国と並立て、サボヤイ家の王を戴く東部のハンガリー王国は、シュバイアーア協約により、中世の（狭義の）トランシルヴァニアと東部諸県（ビハル、マーラマロシュなど）をその領域とする独立の侯国を成すことになる。ここで注意しなければならないのは、このトランシルヴァニア侯、正式には「トランシルヴァニア侯かつセーケイ人の伯、およびハンガリーの〔東部〕部分地方の君主（Princeps Transsylvaniae, Comes Siculorum, Hungariae Partiumque Dominus）」は、法的には、トランシルヴァニア太守とではなく、ハンガリー王と連続性を有していることである（ただし、サボヤイ家断絶後の16世紀の侯はハプスブルク・ハンガリー王国からは太守として承認されていた）。同様に、侯国国制上の諸組織、侯枢密院（fejedelmi tanács）、侯国事庁（kancellária）なども、ハンガリー王国の国王枢密院、国王国事庁の法的後継である。トランシルヴァニア議会も、中世の地方議会を母体としつつも、侯国に編入された東部諸県（パルティウム Partium）を包括する形で、新たな立法機関として再編された。独立侯国の独自の国制の形成過程で特筆すべきもうひとつの軸は、新教諸派の広範な浸透に伴って成立した四公認宗派体制である。1557年のルター派公認、1564年のカルヴァン派公認、さらに1568年のユニタリアン公認によって、それにカトリックを加えた4つの宗派の共存という、中西欧で稀な体制を成すことになった。ただ、独立侯国期のトランシルヴァニアの三ナティオ・四宗派体制は、ザクセン等族、セーケイ等族の特権の頻繁な廃止と復活、カトリック司教区の廃止などに見られるように、カルヴァン派ハンガリー貴族中心の体制であったことも確かである。

独立侯国の17世紀前半の比較的安定した時期は、1657年のラーコーツィ・ジェルジュ二世によるポーランド遠征とその失敗によって終わり、オスマン軍によるパルティウムの大部分の占領（ハプスブルク・オスマン戦争）、ラーコーツィの退位と侯位を巡る争いなどの混乱期に入った。1661年に侯位に就いたアパフィ・ミハイ一世は、1664年のヴァシュヴァール和約によって縮小したトランシルヴァニア侯国を1690年まで統治することになる。しかし、1660年代後半からのハンガリー王国における貴族の反ハプスブルク運動、その失敗に伴う侯国への亡命貴族の流入、1678年からのテケリ・イムレを指導者とする亡命貴族ら（クルツ）による反ハプスブルク戦争、さらには1683年のウィーン包囲の失敗と翌年の対オスマン神聖同盟の結成と長期化するハプスブルク・オスマン戦争のなかで、1680年代後半には、トランシルヴァニア侯国の地位は変化を強いられることになる。

1683年のオスマン軍によるウィーン攻略（アパフィのトランシルヴァニア軍も同盟軍としてその後方に展開していた）の失敗とそれに続くハプスブルク軍の軍事的成功は、ハプスブルクとオスマン、テケリのクルツ軍に加えて、モルドヴァでオスマン軍を破ったポーランド（とその同盟者としてのフランス）が参加する軍事上および国際政治上の流動化の中に、トランシルヴァニアとアパフィを投げ込むことになった。1685年頃までに展開されたトランシルヴァニアの外交上の試み（テケリの追放、ポーランドとの同盟、新教諸国による侯国の地位保証獲得の模索、和約の仲裁提案など）は、侯国の独立性と国制の維持の

ための努力にほかならなかつたが、これらはすべて失敗に終わった。その後の侯国の外交は、ハプスブルクの宗主権承認と引き換えに、いかに国制を維持するかということに集中されることになる。

1685年2月に派遣されてきた皇帝の特使が伝えたのは、トランシルヴァニアをモハーチ以前の状態に戻すという意思であった。すなわち、侯国はハンガリー王国に属するべきこと、その侯は中世の太守と同等のものとなること、パルティウムは侯国から分離されること、侯と等族はハンガリー議会に議席を持つべきことなどが企図されていた。これに対して、トランシルヴァニアからウィーンに派遣された侯枢密院議員ハッレル・ヤーノシュの特使団は、翌1686年6月、ハプスブルク軍がブダの攻略とオスマン軍の反攻への対処に忙殺されている最中に、レオポルト一世からの妥協を引き出すことに成功する。のちに「ハッレル勅令」と呼ばれることになるこの条約では、侯国は皇帝の宗主権を認め、25,000 フォリントの税負担を受け入れる代わりに、アパフィの侯位追認、1681年にすでにトランシルヴァニア議会によって後継侯に選出されていたその息子の侯位継承とその死後の等族による候選出権の承認、条約締結などの外交権の一部維持、そして、侯とパルティウムを含む等族および四公認宗派の特権の不可侵が明記された。トランシルヴァニアの独立性と国制の維持、そして、オスマンからハプスブルクへの宗主権の移行を要とするこの条約はしかし、ウィーン宮廷だけでなく、トランシルヴァニア議会の批准を得ることがなかつた。これは、前者がブダ陥落に戦局の好転を見て、侯国に対する大幅な妥協の必要を見出さなくなつた一方で、後者は大平原東部の戦略的に最も重要な要塞都市ナジュヴァーラド（4年にわたる包囲戦の末にこの都市のオスマン軍がハプスブルク軍に降伏するのは、レオポルト勅令発布後の1692年）などの攻略が一向に進まないことから、オスマンからハプスブルクへの宗主権移行を宣言することに躊躇していたためである。このように、結果的に発効しなかつたのであるが、この「ハッレル勅令」は数年後の勅令発布交渉のたたき台となつた。

「ハッレル勅令」署名から数ヵ月後、1686年9月にブダが陥落し、翌年秋にはハプスブルク軍の主力がトランシルヴァニアに進駐した。これによって、少なくとも当面の間、トランシルヴァニアがウィーンの影響力の下に置かれることが決定的となつた。1687年秋と翌年春に相次いで結ばれたハプスブルク軍の将軍らとトランシルヴァニア侯の協定（バラージュファルヴァ合意、フォガラシュ宣言）は、侯国内の主要都市および要塞への駐留と巨額の食糧補給を受け入れることで、「ハッレル勅令」の諸原則を軍が侵さない方針が確認された。しかし、1687年秋にポジョニで開かれたハンガリー王国議会で、ハプスブルク男系直系の王位世襲権を承認させ、さらに1222年のハンガリー王国金印勅書で認められていた国王に対する貴族の抵抗権を廃止させることに成功していたレオポルトを前に、「ハッレル勅令」の早急な承認を求めるトランシルヴァニア特使は何の成果も得ることはできなかつた。

1690年春にはバルカンへの侵攻をも宣言するほどの勢いであったハプスブルク軍であったが、フランスとの紛争に兵力を裂かれるなか、この年の夏からはオスマン軍の反攻に敗北を重ねるようになる。9月にはニシュ、10月にはベオグラードが奪還され、再びハンガリー大平原がオスマン軍に脅かされる事態になつた。また、トランシルヴァニアでは、4月に侯アパフィ・ミハイ一世が没し、8月にはワラキアに逃れていたテケリのクルツ軍

がハプスブルク・トランシルヴァニア軍を奇襲、勝利し、自らをトランシルヴァニア侯に選出させていた。テケリの在位は、彼自身が2カ月後に体勢を立て直した皇帝軍を前にしてワラキアへ脱出したため短いもので终わったが、この事態はウィーンをしてトランシルヴァニアを確保しきれていないことを認識させるにいたったのである。

オスマン軍の大反攻、アパフィの死去、テケリの侵攻、これら1690年にいたっての状況の変化は、トランシルヴァニアをその勢力圏にとどめ置くための妥協、すなわちいったんは黙殺した勅令の再発布をハプスブルク宮廷に急がせることになった。

1690年8月、テケリの「侯位篡奪」に反対する侯枢密院によって派遣された枢密院議員ベトレン・ミクローシュとウィーン政府との交渉は、10月に妥結し、作成された勅令は、「ハッレル勅令」を土台としながら、ハプスブルク側からの妥協としての侯国の法制・特権の維持が明記され、トランシルヴァニア側からの妥協としては、アパフィ・ミハイ二世の侯位継承が棚上げされた。この侯位継承問題の未解決状態が少なからぬ反発を引き起こしたもの、トランシルヴァニア議会は1691年1月、レオポルト一世への忠誠を宣誓し、勅令にしたがって総督府の成員を選出した。それを受け、同年12月レオポルト勅令は發布された。

勅令の要点は以下のようにまとめることができる。まず、ハプスブルクの宗主権が明言されたこと、そして、トランシルヴァニア侯国の国制が基本的に維持されることが規定されたこと、その上で、若干の（しかし重要な）変化を求めていることである。

国制の継続性は、四宗派体制の維持（第1条）、諸特権の維持（第2条）、法制の維持（第3条）、枢密院（総督府に改編）、諸議会、裁判制度の維持（第4条）セーケイ人とザクセン人の特権の維持、すなわち三ナティオ体制の維持（第14条、第3条）によって担保された。しかしながら、皇帝の介入の余地を設ける条項も列挙されている。アパフィ・ミハイ二世の侯位継承は、それが未成年であることを理由に承認を保留され、成人後の承認の確約や没後の自由選出権も認めていない（否定もしていない）（前文）。これは、勿論レオポルト自身による侯位継承を見据えたものである。さらに、カトリックの地位向上（権利回復）、ナティオ間の紛争の解決を求め、それが行われない場合に皇帝が直接介入することを明言している（第3条）。また、総督府および侯裁判所に最低3人すなわち構成員の4分の1（それ以上も可能）のカトリックを任用することを求める、プロテスタント優位の状態を変容させようとしている（第9条）。また、総督府の成員に、（等族による選挙によらずに）ザクセン国王判事（ザクセン自治組織の長）を必ず任命することを求めている（同）。

勅令発布後も1699年のカルロヴィツの和約まで、トランシルヴァニアを取り巻く状況は流動的であったが、ハプスブルク宗主権化での国制の整備は、勅令に基づいて進められていく。特に最も解決が困難であった第3条問題は、ザクセン・ナティオとの間では、1692年に税負担の軽減などについての2つの合意（*accorda*）にこぎつけ、カトリックとの調停も、決裂の危機に見舞われながらも、1693年に相次いで成立した（宗教問題に関する補足勅令、アルヴィンツィ調停）。また、1694年、勅令には明記されていなかったトランシルヴァニア宮廷国事庁が、総督府、議会から独立した行政府として設置された。ただ、1686年以降常にトランシルヴァニアの諸等族の要求の中心のひとつであった、アパフィ・ミハイ二世の侯位継承問題は、1697年に退位という形で終焉した（彼は、その前年から死去するまで、ウィーンで神聖ローマ帝国侯として年金を受給して過ごすことになる）。

このように17世紀末の国際関係の変容のなかでの、流動的な状況の一局面に成立したハプスブルクと侯国の妥協の産物であったこの勅令は、しかしながら、1703-11年のラーコーツィ・フェレンツの対ハプスブルク戦争を乗り切って、19世紀までトランシルヴァニア国制を規定することになった。その原因は、この勅令が、ハンガリー王国とトランシルヴァニア侯国の分離を確定し、それと同時に三ナティオ体制を維持（むしろ再編）することによって、ハンガリー等族（ハンガリー議会）を牽制することを可能にしたことがまず考えられる。また、四宗派体制を維持することは、かえってカトリック（その権利としての復権）を媒介にしたウィーンの介入の道具の確保という役割を果たしたといえる。

#### 主要参考文献

- Kutschera, Rolf, *Landtag und Gubernium in Siebenbürgen, 1688-1869*, Köln/Wien, 1985.  
 Makkai László; Mócsy András (ed.), *Erdély története*, vol. 1-2, Budapest, 1988.  
 Trócsányi Zsolt, *Erdély központi kormányzata 1540-1690*, Budapest, 1980.  
 Trócsányi Zsolt, *Habsburg-politika és Habsburg-kormányzat Erdélyben 1690-1740*, Budapest, 1988.

#### レオポルト勅令

朕、レオポルト、神の寛大なる恩寵によって選出されたローマ人の皇帝にしてドイツ、ハンガリー、ボヘミア、クロアティア、ダルマティア、スラヴォニア等の王、オーストリア大公にしてブルゴーニュ、ブラバント、シュタイアーマルク、ケルンテン、ルクセンブルク、上下シレジア、ヴュルテンベルク、テクレンブルクの公、シュヴァーベン侯、ローマ帝国のブルガウ、モラヴィア、上下ラウジツの辺境伯、ハプスブルク、ティロール、フェッラーラ、キブルクおよびゴリツィアの伯、アルザス方伯、スロヴェニア辺境の君主ならびに諸港、諸塩鉱の主、等々。

偉大にして高名かつ勇敢にして高貴な、さらに賢明にして慎重な朕がまことに寵するところの臣下に宛てて、関係するトランシルヴァニアの聖職のおよび世俗のすべての等族に宛てて、皇帝にして国王の恩寵とすべての善を差し出すものである。

忠実なるトランシルヴァニア使節ベトレン・ミクローシュ<sup>2</sup>によって表明された事柄、1686年6月28日に発された勅令<sup>3</sup>の承認にあたって朕への敬意と忠誠を伴って求められた以下の事柄、すなわち、当地の宗教、国法および慣習、特権、称号および役職に関して、ならびに軍税と冬季駐屯負担の削減に関して、当地のかつての繁栄の復活に関して、また、その他、公けの事柄への貢献に関して、朕は好意をもって検討した。数世紀前以来、朕のハンガリー王国の一部を成しているところの、朕にとって愛すべきこのトランシルヴァニアを、朕の魂の祝福に則って扱うことは、（これは、もし戦争の神の助けが得られるならば、時間が流れるに従って幸福が増し、そこから溢れ出るものであるところの）王の義務であると認めるものである。

朕は、キリスト教の共通の敵に対して計画された他の軍事行動を中断し、極めて悪辣なテケリとそれに加担している反乱者、及びにトルコ人とタタール人による攻撃に対して堰を設けるべく、バーデン辺境伯ルドヴィクを〔トランシルヴァニアに〕派遣した<sup>4</sup>。これによつて、王が統治し正義を実現できるべく、その力で正義のために神の恩寵を伴つて、皇

帝の軍隊およびトランシルヴァニアの軍勢を支援し、王の意志が達成されることを、強く願望するものである。

すでに朕によって許された忠誠の誓いおよび〔王の〕不死への希求は、国全体だけでなく、国王である朕の保護のもと、この国の指揮を褪せることのない賞賛に値するその賢明さに委ねられた者たちを、疑いなく奮い立たせるものである。この働きにおいて、すべての状況において、すべての能力を用いて証をたてた忠誠（これを朕はそれに見合うべく評価する）は、子孫に伝えられるべきものである。また、この山に輪のように囲まれた国を、強奪、略奪、火と鉄によって何人も汚すことがなきよう、さらに、古から変わらぬ意志によってひとつにまとまつた諸ナティオを、陰謀的な策略や煽動によって分裂させることで野蛮人の厳しい轍の下に据えることのなきよう、そして、これまですべてのキリスト教徒の砦であったこの人々を破滅させることのなきよう、全精力を傾けるべきである。

アパフィ・ミハイによる侯位継承について触れられている勅令の再確認を求める嘆願に関しては、彼が14歳の少年であることを鑑み、（その神聖なる保全を高貴なる諸等族が求めているところの）法律<sup>5</sup>によると20歳になるまでは統治を行うには成熟していない。また、悪辣なるテケリの篡奪によって混乱したこの時期に、先に触れた法律に反して何らかの新たな行動を起こすことは、トランシルヴァニアの善にも、祖国〔ハンガリー王国〕の善にも寄与することはない。

まさにそれゆえ、国の指揮が委ねられているところの侯枢密院議員（intimos Consiliarios）によって、この未成年は、侯位の継承を前提に、神への尊敬と侯位にふさわしい倫理を得るべく、成人するまで養育されるべきである。彼の中に、魂の証が育ち、皇帝にして国王の恩寵により、祖国の善のために、それが受け入れられるのを待つべきである。

トランシルヴァニアのすべての等族が、この間、疑心を持ち、朕の父親としての善意とは異なる何かを求めることがなきよう、また、朕が完全に信頼しているところの朕の忠節なる諸等族全体、およびその子孫に、皆が王冠への忠誠を保つことができるよう、以下の諸箇条をもって、王の言葉と折れることなき信心をもって、保証を与えるものである。

1. この地で公認された宗教、教会、学校、教区に関する事柄について、あるいは、その他何者が聖職者と教会関係者の就任に関して、現状は何も変えられることはない。聖俗いかなる等族による抗議に基づいても、これに反する決定が行われることはない。カトリックは、自らの負担によって、また、他の全ての宗教の不都合にならない限りにおいて、クラウディオポリスで現在礼拝を執り行っている場所に自身のために聖堂を、同様にアルバニユリアにおいては、かつてバートリ・クリシュトーフが建設し、今は倒壊している小さい教会堂を再建する<sup>6</sup>。また同時に、カトリックは、あらゆる場所において、もし〔彼らが〕わずかで、その土地の者でないとすれば私的に、またもし〔彼らが〕多数であるならば公的に、その宗教を実践することができ、教会を建設する権利を享受する。これは、トランシルヴァニアの他の公認宗教が明白に数的に圧倒しているような場所でも、同様に享受しつづける。
2. 朕は、歴代のハンガリー王、および同様にトランシルヴァニアがハンガリー王国から

分離していた時期のそのすべての候が忠実な等族に対し行った贈与、供与、特権、貴族特許状、称号、役職、顕職、十分の一税のすべて、すなわちあらゆる恩典と財産を追認する。それが、私領主、または都市、村落、社団 (coetus)、あるいは公認宗教のあらゆる教会、教区、または学校のいずれに対するものであっても、また、それがかつていかなる教会、修道院、教会参事会に属していたとしても、トランシルヴァニアおよびハンガリー・パルティウムにおいて、また、セーケイ座<sup>7</sup>とデブレツェンにおいて、上で確立され、与えられたことは適用される。現状において何人も、その財産に関して、国王と侯の贈与に基づいて現在所有、領有しているものを、将来にわたって保持、領有することに関して、朕によつても、またいかなる聖職あるいは世俗の者によつても、暴力によつても、裁判によつても侵害されることはない。ただし、侯の贈与が国法によって廃止された場合は例外である。

3. この国の承認され、編纂された諸法、勅令、ヴェルベーツィの三部法書（前回のポジヨニ議会において廃止されたアンドラーシュ王勅令第9号をここから除外する<sup>8</sup>）、国制、ザクセン・ナティオの都市権は、厳格に、犯されることのない規定力を持つものとして、宣言されるものである。ただ、諸等族自身は宗教、法制度、特権に関してそれぞれ互いに異なつておらず、また、カトリックは上述第1条及び第2条に関してそれを不公正であるとみなしており、ザクセン人はその古来からの特権と権益及び慣習が第3条において確立されることを請うている。それゆえ、朕皇帝にして国王の承認のもとに、上述の3か条を巡つて生じた問題は、友好的な合意と理解に基づいて、諸等族自ら解決すること。さもなくば、当事者の聴取と朕のトランシルヴァニアの侯枢密院議員たちの意見に基づいて、朕皇帝にして国王が公正にして適法であると判断したとおりに決定せざるを得なくなるであろう。
4. 総督府 (Gubernium)、侯枢密院 (Consilium Intimi)<sup>9</sup>、諸議会 (Comitia) [全国議会と地方議会] の権限と自由 [特権]、さらに、侯裁判所 (Tabula Judiciaria) における判事 (Magistri protonotariorum) および参審員 (Assessori) の権限、下級の裁判所の権限、司法に関する規則と作法のすべてについて、(重要な案件に関しての国王への報告の義務を含め) これまでの状態が変えられることなく保持されることを命じる。財政に関しても、国王特権と直轄地に基づく収入に関する忠実なる諸等族による事前の誠実な情報提供に基づいて、財務局の委員会によつても他のいかなる形態によつても、貴族、都市、私人に負担を強いることのないようとりはからわれる。
5. 行政、司法、財政上の施策のために必要とされるすべての官職には、その宗教のいかんに関わらず、トランシルヴァニア出身のハンガリー人、セーケイ人、ザクセン人の者<sup>10</sup>を、充てるものとする。他のナティオの者、あるいは彼ら [3つのナティオ] と朕によってよそ者であり不適切であると判断された者は、欠員が生じた役職や職務に就くことができない。朕は、彼ら [3つのナティオ] の合意に基づいて、就任、罷免について意見する権利を有する。
6. 家系断絶あるいは不忠誠のゆえに国王直轄地に編入された所領は、功績あるトランシ

ルヴァニアのハンガリー人、セーケイ人、およびザクセン人に、宗教のいかんに  
関わらず、贈与されるべきである。朕の武力によって敵から奪回されたところ  
の私領主の所領は、国王の恩恵に基づき、かつての領主あるいはその継承者に返  
還されなければならない。このために、国王の委任により、トランシルヴァニア  
の裁判所あるいは朕の軍司令官が、特許状を確認したうえで、それぞれの案件に  
について公正に処理するものとする。

7. かつて太守(Vajvoda)と呼ばれていたところの朕の最高執政官、あるいはその代理は、  
トランシルヴァニア出身の貴族であり、かつ、カトリックあるいはその他公認宗教の信者で、その忠誠心と能力に秀でた者を、朕が選ぶ。トランシルヴァニア軍  
司令官 (Generalis militiae transsilvanicae)、侯国国事長官 (Cancellarius)、  
侯枢密院議員、首席県令 (Comites supremi)<sup>11</sup>、セーケイ人の隊長たち (Capitanei  
inter Siculos)、裁判所判事、その他のかつての役職への就任に関しても、同様  
に執り行う。
8. [ただし] 以下の変更を寛大にも行うものである。すなわち、総督 (Gubernator)、ト  
ランシルヴァニア軍司令官、侯国国事長官、侯枢密院議員、裁判所判事の候補を、  
改選のたびに、「承認」のため、朕に報告すること。これは、諸ナティオのより  
良き秩序を保つためであり、危険な策略、陰謀を排除するためであり、また、す  
べての者の魂に公の善を根付かせるがためである。その他の官職に関して、すな  
わち、ザクセン人とセーケイ人の国王判事 (Judices regios inter Saxones et  
Siculos)<sup>12</sup>、県においては県判事 (Judices Nobilium)<sup>13</sup>と次席県令 (Vicecomites)  
<sup>14</sup>、自由都市と市場町においては判事や市長とそれに該当する官職 (Judices,  
Consules et similia officia in civitatibus et oppidis)<sup>15</sup>に関しては、自身  
によって自由に「選出」されているものであり、将来にわたってもその自由〔特  
権〕と慣習が維持されるべきものである。ただし、すでに触れられた件と同様に  
<sup>16</sup>、朕の承認を得るべきものとする。
9. 公の善に大いなる益をもたらすために、朕は次のことを信ずるものである。すなわち、  
12 人からなる侯枢密院〔総督府〕において、残りが他の宗教の信者から選ばれる  
のであれば、少なくとも 3 人はカトリックであるべきこと。同様に 12 人からなる  
侯裁判所においても最低 3 人のカトリックが含まれるべきこと。さらに、承認  
された法律に基づき、ザクセン・ナティオからはキビニウムの国王判事が<sup>17</sup>、侯  
枢密院に参加すべきこと。裁判所判事のうち 1 人はカトリックであるべきこと。  
ただし、現在の成員は、皆その官職に残るものとする。
10. 公の事柄に関する討議、司法処理、および、もしそれがあるならば国王通達の告知に  
必要な年次議会、また、法廷開催日 (octava)<sup>18</sup>の公示は、総督と侯枢密院議員  
に委ねられる。ただし、これらで討議されたすべての事項の承認は、朕が行う。
11. 朕の最高位の執政官〔総督〕には、それに見合う権限、地位、特権が与えられるべき  
であり、常に当地に滞在し、聖俗を問わず国家の法を遵守する義務を負う。彼〔総  
督〕にも、侯枢密院議員にも、また、裁判所判事に対しても、適切な報酬が、朕  
の国王財務局 (aerarium) および直轄領収入から与えられるべきである。もし、  
公の利益や、当地の諸ナティオの平穏のために必要ならば、〔これらを〕毎年交

代させることをいとわない。[この場合] 諸等族は、朕の決定を助けるため、候補に関する提言ができるだけ早くまとめ、朕に提出すること。

12. 平時には（平和の神がこれを早く与えるように！）50,000 帝国タレール、ハンガリーおよびトランシルヴァニアに対する戦時は 400,000 ライン・フローリンの軍税（contributio）を納めること。これには、現物による納入も含まれる。税の配分、徵収の方法については、忠実なる諸等族と当地の〔侯国の〕役人に委ねられる。彼らは、偏向なしに、公正に徵収する義務を負う。国の防衛のために、ここに言及した以上の額が必要となった場合は、忠実なる諸等族への敬愛とすべての民衆の負担軽減のために、国王および財務局の財産、塩およびその他の鉱山収入、ザクセン人の三十分の一税<sup>19</sup>と十分の一税、県の十分の一税請負料、その他によって補うものとする。
13. 一般税(Datias)とその他当地において慣習ではない税を導入することはなく、関税、三十分の一税を増額することもない。
14. 人類の最も勇敢な民であるセーケイ人は、これまでと同様に、将来にわたっても、すべての税負担を免除され、冬夏の兵営供与に関する負担、軍事動員の義務を果たすために所有している財産に対する十分の一税とその他の負担からも免除される。国の防衛については、自らの費用負担でもって義務を遂行しなければならない。これらに関しては、セーケイ人農民、農奴には適用されない。
15. 歴代の侯の下でもそうであったように、すべての商品の自由な流通、自由な商取引、を朕も認めるものである。また、この点においても、貴族の特権が維持されなければならない。
16. 当地において[領主への]請負に委ねられることが慣習である十分の一税については、[同様に] 領主の手に残される。ただし、請負料は財務局に納められるものとする。
17. 当地は、大規模かつ不必要的軍隊保持の負担を強いられることはない。この軍隊は、その一部を当地の兵から構成され、朕の財務局が維持費を負担する。ただ、その長はドイツ人の将軍とし、それは総督、侯枢密院、およびトランシルヴァニア軍司令官と、軍事上の事項について相互に関係を保たなければならない。ただし、この国や総督府が関わる事項に介入することはできない。
18. ザクセン・ナティオと、「他の」すべての貧しき民衆を、いかなる性質の伝令に対しても負っていた無償の宿提供の義務から解放する。この本質を失った悪しき慣習と、馬および他の役畜と宿泊の供給と、それに類似した要求、また、これらの伝令によってザクセン・ナティオが被っていた不正行為から解放される。郵便は、侯枢密院が整備するものである旨、告示する。これに関しては、朕の宮廷にその旨の報告を行うこと。良心的かつ適切な料金を支払う旅人のための宿泊所は、領主および都市が設置すること。

朕はそれゆえ、国王の義務を忠実に果たすこと、すべての臣民の幸福、公の善と平穏、キリスト教の繁栄を望み、また、神の助けによって、トランシルヴァニアをトルコのミノタウルスの迷宮に迷い込ませることを決して許さず、さらに、上に掲げら

れた諸箇条、諸点を見渡しつつ見直したうえで再認識するのは、これらが、諸等族、すべての住民、そしてすべてのキリスト教の善に貢献するものであり、朕は、これらをすべての部分にわたって承認するものであり、永久に効力を有する法によって聖化するものである。朕の最も忠実なる民にさらなる幸がもたらされるよう振舞うことにより、国王として、また朕と朕の王家の傷つくことのない忠誠をもって、これら〔諸箇条〕を強固にまたつつがなく、維持し、維持させることを誓うものである。

朕の都市ウィーンにて、主の誕生から 1691 年目の 12 月 4 日。ローマ王としての 34 年目、ハンガリー王としての 37 年目、チェコ王としての 36 年目に。

レオポルト

ハインリヒ・フォン・シュトラットマン伯  
最も聖なる皇帝にして国王陛下の命により  
ステファン・アンドレアス・フォン・ヴェルデンベルク

(あきやま・しんご 日本学術振興会特別研究員)

<sup>1</sup> それぞれの底本は、Friedrich Schuler von Libloy, *Siebenbürgische Rechtsgeschichte*, Hermannstadt, 1855, pp.75-82; ibid., *Die wichtigsten Verfassungsgrundgesetze des Großfürstentums Siebenbürgen*, Hermannstadt, 1861, pp.76-86; Marczali Henrik (ed.), *A magyar történet kútőrökének kézikönyve*, Budapest, 1901, pp.577-595.

<sup>2</sup> Bethlen Miklós (1642-1716) トランシルヴァニアの大貴族。1676 年、ヴェッセレーニ反ハプスブルク運動に加担し投獄。1689 年から侯枢密院議員、1690 年のレオポルト勅令発布交渉の中心人物。1691 年から侯国国事長官。ラーコーツィ解放戦争勃発後、ウィーンに軟禁。

<sup>3</sup> 「ハッセル勅令 (Diploma Halleriana)」のことをさす。解題参照。

<sup>4</sup> 1690 年夏からのトランシルヴァニアの混乱のことをさす。解題参照。

<sup>5</sup> 1652 年に父侯ラーコーツィ・ジェルジュ二世の存命在位中に 7 歳で後継侯に選出されたラーコーツィ・フェレンツ一世(ラーコーツィ・フェレンツ二世の父)の成人まで、統治を代行するための執政(Governator)について定められた国法典第 2 部第 1 章第 8 条を根拠とする。勅令で総督(Governator)が設置され、侯枢密院が侯ではなく総督を中心とした総督府(Gubernium)に改編される根拠となった。Approb. Const. II. R. I. Cz. VIII. Cz. *Magyar törvénytár 1540-1848. évi erdélyi törvények*, Budapest, 1900, pp. 40-41.

<sup>6</sup> パートリ・クリシュトーフは、トランシルヴァニア侯パーティ・イシュトヴァーンの兄で、イシュトヴァーンが 1576 年にボーランド王に選出されクラクフに移るにあたって、侯位を委譲された。彼は、1580 年ごろにアルバニユリア(Alba Iulia, Gyulafehérvár)にイエズス会士を招き、教会を寄進した。アルバニユリアは、独立侯国期の大部分に侯の居城が置かれ、中世以来トランシルヴァニア司教が置かれた。トランシルヴァニア司教は、宗教改革のなか、1556 年に財産を没収され、その後、1597-1601 年の一時的復活を除いて、1715 年に任命されるまで空位となつた。侯国でのカトリックの衰退を如実に意味しており、これと平行して、トランシルヴァニアの十分の一税および教会財産は、すべて世俗化され諸領主に再贈与された。パーティによって招かれたイエズス会士も 1602 年には追放された。クラウディオポリス(Claudiopolis, Kolozsvár, Klausenburg, Cluj Napoca)は、宗教改革後、ユニタリアンの牙城となり、1605 年以降カトリック教会が存在しなかつた。

<sup>7</sup> ザクセン人地域とセーケイ人地域は、ハンガリー貴族の県に相当する、座(sedes, szék, Stuhl)と呼ばれる行政単位に分かれていた。また、ザクセン人地域にはさらにザクセン諸座を包括するザクセン自治機構(Universitas Saxonum Transsylvaniae, Erdélyi szász egyetem, Sächsischen Nationuniversität)も存在した。

<sup>8</sup> 1687 年ポジョニで開かれたハンガリー王国議会で成立した法律第 1 号および第 4 号(*Magyar törvénytár, 1657-1740. évi törvénycikkek*, Budapest, 1900, pp. 332-337)によって、国王に対する貴族の抵抗権を承認した 1222 年のアンドラーシュ王金印勅書第 31 条(勅令本文に 9 条とあるのは間違い *Magyar törvénytár, 1000-1526. évi törvénycikkek*, Budapest, 1899, pp. 144-145)が廃止された。

---

<sup>9</sup> ここでは、総督府と侯枢密院が併記されているが、他の箇所での記述からもわかるように、前者は、後者の改編された後継組織である。

<sup>10</sup> ハンガリー・ナティオ、セーケイ・ナティオ、ザクセン・ナティオに属する者と理解する。

<sup>11</sup> főispán. 国王または侯によって任命される各県の最高役職、兼任もできるため、大貴族に専有された。

<sup>12</sup> királybíró ザクセン各座およびセーケイ各座の長。ハンガリー貴族諸県の首席県令にあたる。

<sup>13</sup> judex servientium, szolgabíró 中貴族層によって担われ、県裁判所の参審員であると同時に、各県の行政等の実務にあたった。

<sup>14</sup> alispán ハンガリー王国では、各県にいることの少なかった首席県令に代り、県支配の実質的な長で、在地貴族から選出された。トランシルヴァニア侯国では、首席県令の補佐の域をでなかった。

<sup>15</sup> 特権を与えられた都市や町においては、支配機構の長は、場所によって、(首席) 判事 (főbíró)、市長 (polgármester) などと呼ばれた。両役職が並存し、権限を分担しているところもあった。

<sup>16</sup> 総督や軍司令官などと同様に

<sup>17</sup> Cibinium, Nagyszeben, Hermannstadt, Sibiu このザクセン都市 (および座) の国王判事は、同時にザクセン自治機構の長でもあった。

<sup>18</sup> oktáva 中世ハンガリーの慣習法に基づくと、国王裁判所は、キリスト教の特定の祝日の前8日から訴訟の手続きを開始し、祝日の8日後 (後に20日以内) に開廷した。そのため、「8日目」を意味する言葉で法廷開催日が呼ばれるようになった。ハンガリー王国 (およびパルティウム) では、聖ジェルジュの日 (4月24日) と聖ミハイの日 (9月29日)、(狭義の) トランシルヴァニアでは、公現祭 (1月6日) と聖ヤカブの日 (6月24日) が、主要な法廷開催基準日であった。

<sup>19</sup> tricesima, harmincad 次条にある関税 (vectigalia, vám) が主に内国関税を意味したのに対して、国境関税をさす。

[付記] 本稿は、平成16-18年度文部科学省科学研究費補助金（特別研究員奨励費）による研究成果の一部である。